

協会けんぽと共済組合の違い

○組織の違い

社会保険を運営する組織ですが、協会けんぽは「医療保険」、共済組合は「医療保険」および「年金保険」の運営を行っています。

※短期組合員は、「年金保険」の適用はありません。

○加入者の名称

協会けんぽは「被保険者」、共済組合は「組合員」といいます。

病院等で使用するいわゆる保険証の名称は、協会けんぽは「健康保険被保険者証」、共済組合は「組合員証」といいます。

○社会保険料

協会けんぽは「保険料（被保険者負担分）・（事業主負担分）」、共済組合は「掛金」・「負担金」といいます。

なお、本人の給与から控除する社会保険料を「掛金」、地方自治体等が負担する社会保険料を「負担金」といいます

協会けんぽの保険料は、翌月末までの納付となりますが、共済組合の掛金・負担金は当月末までの納付となります。

令和4年10月については、9月分の協会けんぽ等の保険料と共済組合の10月分の掛金を給与から控除して納付いただく場合があります。

詳しくは、勤務先の担当課にてご確認ください。

○短期給付事業

短期給付のうち、法定給付については、どの医療保険でも同様の給付内容になりますので違いはありません。

附加給付については、山口県市町村職員共済組合独自の給付があり、医療費が一定金額を超えた際に、その超えた額の給付などがあります。

○福祉事業

共済組合は健康増進・生活の安定などを目的に、宿泊・施設利用助成や貯金、貸付など様々な事業を行っています。